

貝塚市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、新婚世帯を対象に婚姻に伴う新生活のスタートアップを経済的に支援することにより、結婚の希望を叶え、少子化対策の推進に資するとともに、若年世代の貝塚市への移住及び定住を促進することを目的として交付する貝塚市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請しようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の3月1日から申請年度の3月末日までに婚姻届が受理され、婚姻日において、夫婦の双方が39歳以下である世帯のうち、申請日において当該婚姻が継続している世帯をいう。
- (2) 継続補助世帯 申請日の属する年度の前年度に補助金の交付決定を受けた世帯であつて、当該補助金の支給額が同年度の補助上限額に達しなかった世帯（申請日において当該婚姻が継続している世帯に限る。）をいう。ただし、継続は1年限りとする。
- (3) 住宅取得費用 結婚を機に（婚姻日より前に住宅を取得した場合にあつては、婚姻日から起算して1年以内に）新たに取得する物件の購入費をいう。
- (4) 住宅賃借費用 結婚を機に（婚姻日より前に賃借した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に）新たに物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) リフォーム費用 結婚を機に（婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に）住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用を除く。
- (6) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (7) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第2項に規定する所得をいう。
- (8) 居住誘導区域 貝塚市立地適正化計画で定めた居住誘導区域をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、継続補助世帯及び次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 申請日時点において、夫婦の双方又は一方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行っている住所が、婚姻を機に新たに生活を送るための貝塚市内の住宅の所在地であること。
- (2) 新婚世帯の所得（申請日の属する年の前年の所得（申請日の属する年の5月末日までの申請にあつては、前々年の所得）をいう。）を合算した金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生

活のために貸与された資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合、合算した新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(3) 申請の時点において、新婚世帯に属する者全員について、納期限が到来している本市の市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税(以下これらを「市税」という。)の未納がないこと。

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅扶助等を受けていないこと。

(5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、第6条に規定する補助対象経費の合計額から、他の公的制度による補助の額及び住宅賃借費用に係る勤務先からの補助の額を控除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、新婚世帯にあっては次の各号に掲げる夫婦の年齢区分に応じ、当該各号に定める額(居住誘導区域内の住宅に係る世帯にあっては、その額に10万円を加算した額)、継続補助世帯にあっては前年度に交付された補助金の額と当該補助金の限度額との差額を限度とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(2) 前号の世帯以外の世帯 30万円

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、申請年度の4月1日から3月末日までとする。ただし、第3条第1項第1号及び第4号に該当しなくなった場合の補助対象期間は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、補助対象期間中に生じた、住宅取得費用、住宅賃借費用、リフォーム費用及び引越費用(以下「住宅費用等」という。)とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 新婚世帯又は継続補助世帯で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貝塚市結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に別表に掲げる必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、申請年度の4月1日から3月末日まで(市役所の閉庁日を除く。)に行わなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し貝塚市結婚新生活支援補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)又は貝塚市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
- (6) 貝塚市補助金等交付規則第 24 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者の該当の有無に関して調査が必要となった場合には、必要な情報及び資料を遅滞なく市長に提出すること。
- (7) その他市長が必要であると認めること。

(申請の取下げ)

第 10 条 申請者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から 14 日以内に貝塚市結婚新生活支援補助金取下書（様式第 4 号）を市長に提出することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第 11 条 交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知に係る補助事業の内容、実施計画等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市結婚新生活支援補助金変更申請書（様式第 5 号）に別表に掲げる必要書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市結婚新生活支援補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は貝塚市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第 7 号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助決定者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、貝塚市結婚新生活支援補助金実績報告書（様式第 8 号。以下「実績報告書」という。）に別表に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付申請書を受けた場合において、その時点で補助事業が既に完了し、交付申請書に当該事業の成果が記載されているときは、実績報告書の提出を省略させることができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは貝塚市結婚新生活支援補助金確定通知書（様式第 9 号。以下「確定通知書」という。）により、補助決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前条第2項の規定により実績報告書の提出を省略させたときは、交付決定通知書をもって、交付すべき補助金の額が確定したものとみなし、確定通知書を省略することができる。

(交付の請求)

第14条 補助決定者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは貝塚市結婚新生活支援補助金交付請求書(様式10号)に別表に掲げる必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは貝塚市結婚新生活支援補助金返還命令書(様式第11号)により、補助決定者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助決定者は、第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助決定者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助決定者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

- 4 補助決定者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは貝塚市結婚新生活支援補助金加算金・延滞金免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は

一部を免除しようとするときは、貝塚市結婚新生活支援補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 13 号）により、補助決定者に通知するものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第 18 条 市長は、補助決定者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

（書類の保存）

第 19 条 補助決定者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（パートナーシップの宣誓をした者に対する準用）

第 20 条 前各条の規定は、貝塚市パートナーシップの宣誓の取扱い等に関する要綱（令和 2 年 9 月 1 日施行）に基づきパートナーシップの宣誓をした者について準用する。

（補則）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（貝塚市若年世帯民間賃貸住宅入居促進補助金交付要綱の廃止）

2 貝塚市若年世帯民間賃貸住宅入居促進補助金交付要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に廃止前の貝塚市若年世帯民間賃貸住宅入居促進補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、貝塚市若年世帯民間賃貸住宅入居促進補助金（以下「旧補助金」という。）の交付申請を行っている者に係る旧補助金の交付の手續及び旧補助金の交付を受けている者に係る旧補助金の返還等の手續については、なお従前の例による。

4 令和 6 年 3 月 31 日までに婚姻届が受理された旧要綱第 3 条に規定する補助事業者に対する同日までに生じた旧要綱第 5 条に規定する経費に係る旧補助金の交付申請については、同年 4 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧補助金の交付申請に係る当該旧補助金の交付及び返還等の手續については、なお従前の例による。

別表（第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条関係）

申請内容	区分	証明書类等
交付申請	新婚世帯	誓約書（様式第 14 号）
		戸籍全部事項証明書又は貝塚市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
		世帯全員の住民票（公簿で確認できる場合は省略可）
		夫婦の所得証明書（公簿で確認できる場合は省略可）
		夫婦の市税に未納がないことの証明書
		物件の売買契約書、建物の登記事項証明書の写し（住宅取得費用の場合に限る。）
		物件の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用の場合に限る。）
		住宅費用等の支払が確認できる書類の写し（既に支払済みのものに限る。）
		住宅賃借の場合にあつては住宅手当支給額がわかる書類の写し（勤務先から補助を受けている者に限る。）
		貸与型奨学金を返済している場合にあつては、返還額がわかる書類の写し（対象者に限る。）
		その他市長が必要と認める書類
	継続補助世帯	前年度に交付された確定通知書（確定通知書の交付が省略された場合は、交付決定通知書）の写し
		その他市長が必要と認める書類
変更・中止・廃止申請	共通	当該変更等に係る書類
		その他市長が必要と認める書類
実績報告	共通	住宅費用等の支払が確認できる書類の写し
		その他市長が必要と認める書類
請求	共通	補助金の振込口座等が確認できる書類
		その他市長が必要と認める書類